

# ○町田市道路等占用料減免基準

平成5年4月1日

施行

建設部道路管理課

改正 2012年4月1日

2014年4月1日

2015年4月1日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

## 第1 趣旨

この基準は、町田市道路占用料徴収条例（昭和50年4月町田市条例第18号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による減免及び町田市特定公共物管理条例（平成13年12月町田市条例第33号。以下「管理条例」という。）第11条の規定による減免（管理条例第2条第4号及び第5号に規定する特定公共物に係るものに限る。）の基準を定めるものとする。

## 第2 減免の基準

1 条例第3条第1項第1号から第9号まで及び町田市特定公共物管理条例施行規則（平成14年1月町田市規則第2号。以下「規則」という。）別表2の部（1）の項アからケまでに掲げる物件に対する減免基準は、次に掲げるとおりとする。

（1） 占用料の額の全部を免除することができるもの

条例第3条第1項第1号、第2号及び第4号から第9号まで並びに規則別表2の部（1）の項ア、イ及びエからケまでに掲げる物件

（2） 占用料の額の3分の2を免除することができるもの

条例第3条第1項第3号及び規則別表2の部（1）の項ウに掲げる物件のうち、駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

2 条例第3条第1項第10号及び規則別表2の部（1）の項コに掲げる物件に対

する減免基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 占用料の額の全部を免除することができるもの

ア 街灯（アーチ式のものを除く。以下同じ。）及び街灯への配線

イ アークード

ウ 公益法人が設置する放送法（昭和25法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送施設のうち、道路横断電線

エ 放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの

オ 公共的団体が設置する有線放送施設及び水道管、下水道管その他の管路

カ 塩、郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので、1店舗につき1個に限る。）

キ 無料で公衆に解放している公園、広場及び運動場

ク カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇等で営利の目的がなく、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与すると認められるもの

ケ かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用に必要な施設

コ 地下街、地下室、通路等に付随して設置される洗面所、休憩所等で、主として公衆が無料で使用できるもの及び非常用階段その他の避難用施設

サ 地上権等により道路敷の権原を取得して道路を築造した場合における当該道路敷地内の占用物件。ただし、地上権等を設定する際、占用料の徴収を前提としている場合は、この限りでない。

シ 道路が、河川及び公園の区域に重複し、当該河川及び公園の管理者が占用料を徴している場合における当該道路区域内の占用物件（道路本体に添架したものを除く。）

ス 道路法（昭和27年法律第180号）第36条第1項に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）及び同項に規定する認定電気通信事業者

(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける支柱、支線及び架空の道路横断電線

セ バス及びタクシー待合所(上屋を含む。)

ソ 表示面積2平方メートル以下の自家用看板(第3号アに掲げるものを除く。)

(2) 占用料の額の2分の1を免除することができるもの

ア 前号ウに規定する放送施設のうち、道路縦断電線

イ 駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)

ウ バス停留所標識

エ 公安委員会の設ける交通信号灯を添架している電気事業者の電柱及び電気通信事業者の電話柱

オ 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第4号に掲げる工事用施設のうち、危険防止施設

カ 認定電気通信事業者が設けるPHS基地局又はこれに準ずる小型の無線局

(3) その他占用料の額の一部を免除することができるもの及び減免額

ア 看板

当分の間、別表第1に定める額を超える部分

イ 表示面積3平方メートル以上5平方メートル以下の自家用看板

表示面積2平方メートルまでの部分

ウ 外径4センチメートル未満の管路

別表第2に定める額を超える部分

エ 中小公益事業者が、道路法第36条第1項の規定に基づき設置する占用物件

当分の間、条例の規定に基づき徴収する額の4分の3を超える部分。ただし、中小公益事業者とは、次の要件を満たしたものとする。

(ア) 道路法第36条第1項に規定する公益的な事業を行う者であること。  
ただし、認定電気通信事業者を除く。

(イ) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。

(ウ) 収支決算において欠損金があること、又は株式配当が1割を超えないこと。

オ 電線共同溝整備のために設ける柱状型機器

条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

カ 1988年4月1日以降に、既設の架空電線を撤去するために、地下に埋設された電線類及びこれらを収容するための管路（条例別表又は管理条例別表に規定する地下電線その他地下に設ける線類（以下「地下電線等」という。）を除く。）で、次に掲げる要件を満たすもの 条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

(ア) 電気事業者若しくは認定電気通信事業者又は放送法第126条第1項の規定に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者等が設けるものであること。

(イ) 外径0.2メートル未満の物件であること。

キ 1997年4月1日以降に、カに掲げるものと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）として設けるもの 条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

ク 電線共同溝等に設ける電線類（地下電線等に限る。） 条例に基づき徴収する額の5分の4を超える部分

ケ クに掲げるものと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器をいう。）として設けるもの 条例に基づき徴収する額の9分の1を超える部分

コ 次に掲げる物件について、占有者が占有区域以外の除草、清掃、植樹の<sup>せん</sup>剪定、道路施設に対する電力供給その他の道路維持管理に対する協力を行う場合

条例に基づき徴収する額の10分の1を超える額

(ア) 道路法施行令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備

(イ) 都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)第16条各号に掲げる施設等

附 則

この基準は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、1995年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、1995年4月10日から施行する。

2 この基準の適用の日の前日までに占用許可されている道路の占用料の減免については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2002年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、2002年7月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に占用の許可を受けているものに係る占用料の減免については、2002年度分に限り、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、2004年7月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、現に占用の許可を受けているものに係る占用料の減免につ

いては、2004年度分に限り、なお従前の例による。

附 則

この基準は、2006年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、2008年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、2012年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2第2項第3号イの規定は、2010年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2015年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係） 規格化された軽易な看板に係る減免

物件		減免後徴収単価（円）（1個につき）
電柱広告	添架	3,210
	巻付	1,440
消火栓標識広告 バス停留所標識広告		2,110
鉄道乗車位置広告		1,230

別表第2（第2関係） 管路に係る減免

物件	減免後徴収単価（円）（長さ1mにつき1年）
管路（外径0.04m未満のもの）	31

